優先交渉権者選定方法

1. **優先交渉権者の選定方法**

優先交渉権者の選定については、「２ 評価項目及び採点方法」に定める採点方法により算出された各評価点の合計点が最も高い者に決定する。ただし、次の条件を満たすことを前提とする。

・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。

1. **評価項目及び採点方法**
2. 評価項目及び配点 （700点満点）

２次審査

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| 企画提案書・プレゼンテーション | 600 点 |
| 提案価格書 | 100 点 |
| 合計 | 700 点 |

1. 提案書の評価項目及び評価基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 |
| 導入実績 | 全国の自治体で導入実績があるか。 |
| システム概要 | 提案システムの基本方針、業務方針について具体的な提案がなされているか。 |
| 機能要件 | 仕様で示す要件を満たした具体的な提案がなされているか。 |
| 提案システムについての特筆すべき点が具体的に示されているか。 |
| 操作手順・画面遷移 | 利用者画面の操作が容易かつ分かりやすいか。 |
| 管理者画面の操作が容易かつ分かりやすいか。 |
| サポート・保守 | システムの運用、保守、障害対応等について、具体的な提案がなされているか。 |
| 法改正や制度改正などが実施された際の対応について具体的な提案がなされているか。 |
| 導入・運用支援 | 導入から稼働まで適切なスケジュールが組まれているか。 |
| 独自提案 | 機能要件に示した項目以外に、本市に有益な提案がなされているか。 |
| 本市にとって有益なサービス提案がなされているか。 |

（３）見積書の評価について

見積書に関する評価点は、次の算定式のとおり算定し、小数点以下第一位で切り上げとする。見積書記載金額が２,２７５千円以下の場合は一律に１００点とする。

　　　　　　　価格点　＝　１００ － （見積書記載金額（※１） － ２，２７５）　÷　３９

　　　　　　　※１　見積書記載金額は千円未満切り上げとし、千円止めとして計算する。

例 ）　見積書記載金額が３，０９０，２７５円のとき

　　　　　　　　１００ － （　３，０９１ － ２，２７５　）　÷　３９　＝　７９点

（提案上限額　３,２５０千円で見積もった場合　７５点）